

【事案Ⅱ-12】入院共済金請求

・平成 29 年 12 月 5 日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、双極性障害にて平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 5 月 30 日までの 154 日間入院したため（平成 28 年 1 月 8 日から精神保健福祉法に定める医療保護入院に切り替え）、病気入院共済金を請求したところ、その全期間について、当該入院が約款・事業規約に定める入院の定義に該当しないものとして支払対象外とされたため、これを不服として、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

「被申立人は、病気入院共済金入院日額 7,500 円に入院日数 154 日に乗じた 1,155,000 円を申立人に支払え」との判断を求める。

- (1) 申立人は平成 27 年 12 月 22 日、社用車を運転中に混乱状態に陥り、行動不能となった。このため、同年同月 24 日に病院を受診した。
- (2) 実家で静養中、多動・多弁・幻覚・妄想等の異常な行動が認められたため、同病院に連絡したところ、同月 29 日に再受診するよう指示を受けた。
- (3) 同日受診したところ、双極性障害と診断され、即日入院するよう指示を受けた。
- (4) 同日から平成 28 年 5 月 30 日までの 154 日間入院したため、病気入院共済金を被申立人に請求したところ、同年 9 月 20 日付で、外来での治療が可能であり、入院の必要性ないことから、入院の定義に該当しないことを理由に入院共済金を支払わないとの回答があった。
- (5) しかし、本件入院は主治医の指示に基づくものであり、かつ、平成 28 年 1 月 8 日からは医療保護入院となり、保護室で 10 日間の治療を受けているものであって、被申立人の決定は受け容れることができない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 主治医の指示により入院した場合でも、客観的・合理的に医師による入院治療が必要と認められない場合には、共済金を支払うことはできない。
- (2) 一般的に「双極性障害」について入院が必要となる場合は、躁病エピソードを示す双極Ⅰ型障害に限られ、軽躁病エピソード症状に留まる双極Ⅱ型障害には入院治療の必要性はないとされている。
- (3) 申立人は入院開始後 3 日目の平成 28 年 1 月 1 日には外泊しており、入院時より入院を要する躁病エピソードがあったとは認められない。

- (4) 入院中の症状として易怒性が多少見受けられるものの、明らかな爽快気分や誇大性はなく、入院を要するような重度な症状であったとは認められない。
- (5) 入院中の治療内容として、認知行動療法などの精神療法は行われておらず、薬物療法が中心であるから、入院を必要とするものではなく、外泊・外出を頻回にしていた事実から、常に医師の管理下において治療に専念していたものと評価できず、入院の定義に該当しないものと判断する。

＜裁定の概要＞

審議会では、被申立人が所持する「診療録」「看護記録」等を取り寄せ、それらをもとに主治医調査を実施し、さらに本件入院の必要性について、第三者専門医による意見書を取得した。

それによれば、平成28年3月3日以降は被共済者の精神状態は落ち着いており、このタイミングが必要な入院期間であるとされた。

しかし、この時点では被共済者は医療保護入院下にあったこと等を勘案すると、この時点で直ちに退院可能な状態であると考えるのは現実的でないと考えられることから、最初の長期外泊開始日である平成28年4月3日までを必要な入院期間として、入院共済金の支払対象とする旨を申立人に提示したところ、同意が得られたため、和解金を支払うことで両当事者合意し、和解解決となった。